

自主防災組織  
【各区消防防災班】  
活動マニュアル



令和 3 年  
東 御 市  
(総務部 総務課 防災係)



## 目 次

---

|   |               |       |        |
|---|---------------|-------|--------|
| 1 | はじめに          | ..... | 1 ページ  |
| 2 | 自主防災組織について    | ..... | 1 ページ  |
| 3 | 災害に備える        | ..... | 5 ページ  |
| 4 | 各種訓練の実施       | ..... | 5 ページ  |
| 5 | 要配慮者への支援について  | ..... | 7 ページ  |
| 6 | 連携体制の整備について   | ..... | 8 ページ  |
| 7 | 災害情報の収集・伝達・共有 | ..... | 10 ページ |

別紙) メール配信@とうみ 登録手順のご案内

## 1 はじめに

---

近年、全国的に局地的な豪雨や突風、勢力の強い台風の上陸などが顕著となり、また、大規模な地震も頻発し、毎年、多くの尊い人命が奪われています。

当市では、局地的な大雨（ゲリラ豪雨）や台風通過による暴風雨により、住家や農作物に毎年被害が発生しています。

こうした市民生活に甚大な被害を及ぼす自然災害に備える、又は対処することで、かけがえのない市民の生命・身体・財産を守るため、市民・地域・行政が相互に協力し、計画的な防災対策を進めることが必要となります。

本書は、いつでもどこでも起こりうる災害に対する被害を最小限にとどめるため、地域防災力向上への取り組みの実践を促進する際の参考資料としてまとめたものでありますので、ご活用されますようお願いいたします。

## 2 自主防災組織について

---

### （1）自主防災組織とは

自主防災組織とは、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織のことで、当市では、各区単位で「消防防災班」として組織しています。

※ 災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

### （2）自主防災組織の必要性

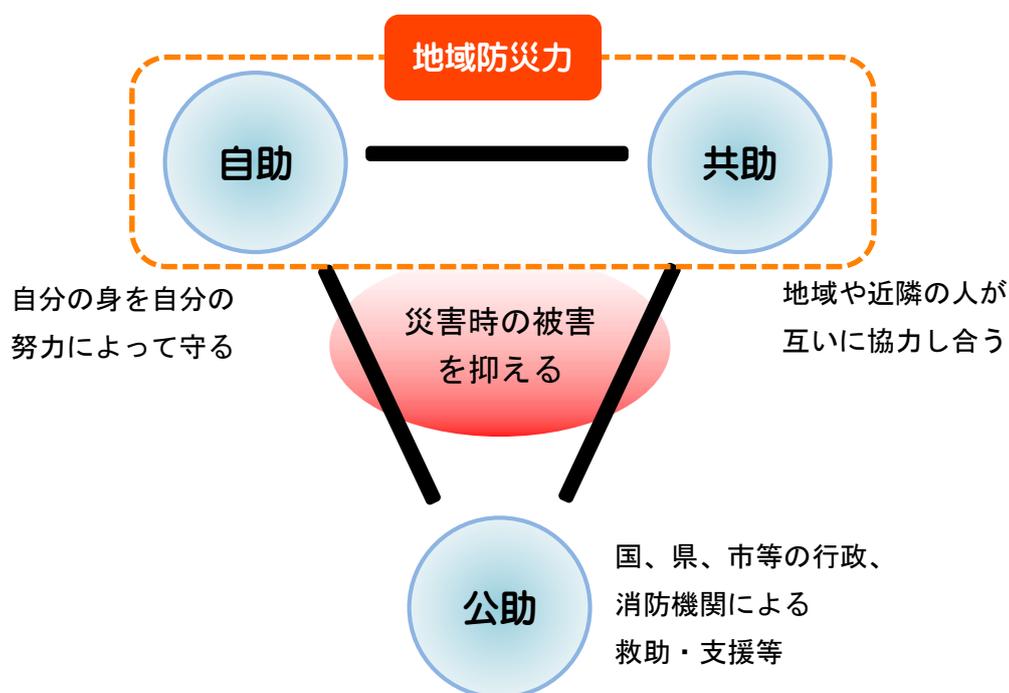
大規模災害から自分や家族を守るには、様々な災害発生に備えて、市民一人ひとりが事前に防災に対する意識を持つことや十分な対策を行うことが最も重要です。

ひとたび大規模災害が発生すると、個人や家族だけで災害に対処するには限界があります。また、大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（**公助**）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る（**自助**）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（**共助**）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

激甚かつ広域な被害が発生した場合、市役所や市長を始めとした市の職員が被災し、災害発生直後において「公助」が十分に機能しえない状況に陥ること、

また、災害発生直後における避難所運営等の瞬間的に急増する業務に多数の職員が忙殺され、災害対応や復旧へ支障を来すことも十分に想定できます。

このような状況下で、市民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うことこそが重要となります。



### (3) 自主防災組織の役割など

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行う役割を担っています。

また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救護、情報の収集や避難所の運営などを行うこととなります。特に、災害の発生状況などを市へ連絡したり、市からの緊急情報（避難指示等）をいち早く住民へ周知するなどの重要な役割を担っています。そのためには、緊急時の連絡網を整備しておく必要があります。

次の編成図は一般的な例です。それぞれの地域の実情に適した組織の編成をしてください。

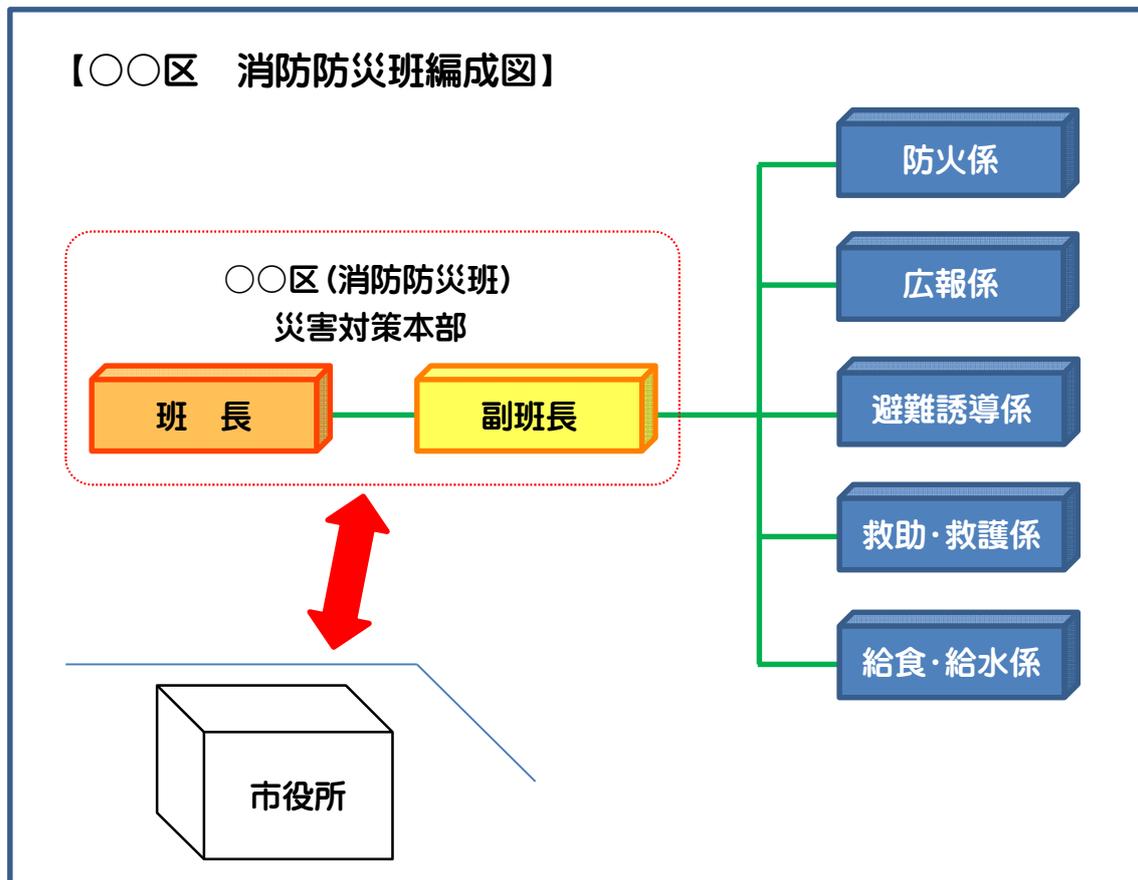
また、昼夜を問わず連絡が取れるよう、市や区（消防防災班）内部での連絡先（自宅・携帯電話・FAX等）の共有が必要です。

#### (4) 男女双方の視点による防災対策

災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織では、男性だけでなく、女性も主体的に役割を担い、自主防災組織の一員として積極的に活動することが重要となります。

避難所を開設した場合、避難所での生活は、様々な制約を受けることとなります。避難所の運営・整備に関しては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮する事が重要です。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営が行えるよう、あらかじめ準備しておく必要があります。

#### 消防防災班編成図（参考）



※現職消防団員は、消防団長の命により災害対応を行うため、班への編成はご遠慮ください。

◆消防防災班の編成と活動内容

| 係（職）名  | 平常時の活動   | 災害時の活動  |
|--------|--|---|
| 班 長    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練計画の作成</li> <li>・人材の確保と育成</li> <li>・危険箇所の調査と安全対策の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・各班への活動体制の指示</li> <li>・市役所との情報連絡</li> <li>・応援出動等の連絡調整</li> <li>・避難所（公民館等）の開設・運営</li> </ul> |
| 副 班 長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップなどを作成し、地域の防災意識を高める</li> </ul>   |   |
| 防 火 係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防の啓発活動</li> <li>・初期消火資器材の整備や取扱訓練の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・消防機関への連絡</li> </ul>  |
| 広 報 係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡網の整備</li> <li>・住民への連絡体制づくり、伝達訓練の実施</li> <li>・防災啓発活動</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の収集、伝達</li> <li>・混乱を防ぐための広報活動</li> <li>・防災関係機関への被害状況などの報告</li> </ul>                                      |
| 避難誘導係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所と避難ルート of 安全確認と周知</li> <li>・高齢者等の要配慮者の把握「災害時ささえあい台帳」の整備</li> <li>・避難所の運営ルール of 作成</li> <li>・避難誘導訓練 of 実施</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で迅速な避難誘導</li> <li>・要配慮者の避難支援</li> <li>・地域住民の安否確認</li> <li>・被災後の治安の維持</li> </ul>                             |
| 救助・救護係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具転倒防止知識 of 普及</li> <li>・要配慮者の把握や救護体制 of 整備</li> <li>・応急医薬品及び救助資器材 of 整備</li> <li>・応急手当 of 知識 of 普及</li> <li>・救助、救護訓練 of 実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な工具を使用した救出活動</li> <li>・負傷者の救護と応急手当</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> </ul>   |
| 給食・給水系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭での食料や水、日用品 of 備蓄推進</li> <li>・給食、給水 of 方法や救援物資 of 配布方法 of 検討</li> <li>・炊出し訓練 of 実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊出し、給水活動 of 実施</li> <li>・被災者への食料などの配布</li> <li>・救援物資 of 避難場所への運搬及び配布</li> <li>・衛生管理への配慮</li> </ul>            |

※前述の「男女双方の視点による防災対策」を参考に、各係の活動体制を整えてください。

※要配慮者の把握については、プライバシーに関わる事柄であることから、取り扱いには注意が必要です。

### 3 災害に備える

---

#### (1) 地域の災害・特性を知る

消防防災班が災害時に効率的に活動するためには、自分たちの地域ではどのような災害が起こりうるのか、災害が発生したらどのように対処したらよいかという災害要因と対処方法を知ることが必要です。災害の種類ごとに、地域の特性を知ることによって、地域特有の災害発生要因がわかり、災害発生時の円滑な活動つなげるようになります。

市では、災害危険箇所を市民に広く周知するため、洪水や土砂災害、地震にかかる危険箇所をまとめた「東御市避難所・土砂災害洪水ハザードマップ」を東御市民カレンダーにとじ込み、全戸に配布しています。

自宅周辺の危険箇所の確認、地理や地形といった自然環境の把握をあらかじめ行い、地域の防災マップを作成しておくことが重要です。

#### (2) 消防防災班の強化

自分たちの地域の災害要因を知り、対処方法などがわかったとしても、実際に活動する人がいなければ意味がありません。自分たちの地域を災害から守るため、消防防災班が実際に機能するか、もう一度確認してみましょう。

消防防災班を強化するためには、個人の防災意識の高揚や、地域ぐるみの活動が必要です。定期的な訓練の実施、各種研修会・講演会への参加の他、消防団との連携、消防団経験者の消防防災班への積極的な参加を図りましょう。

市では、出前講座を活用した住民向け防災研修会や区（地区）防災マップの作成支援を行っています。受付窓口は、総務課防災係です。

#### (3) 防災用資器材の充実

消防防災班が行う災害活動の多くは、専用の資器材を使用して行われます。いざというときのために、防災用資器材を整備し、いつ災害が発生しても使用できるように、定期的な点検と保管場所や使用方法が誰でも分かるようにしておきましょう。

### 4 各種訓練の実施

---

いつ発生するかわからない災害に対応するためには、日頃から訓練を実施し、災害活動に必要な知識や技術を習得することが必要です。また、訓練を実施する際は、地震災害、風水害、火災などのテーマを決め、その中で取り組む訓練の目的を明確にし、災害時の被害を最小限に抑えるために、地域内で一丸となって取り組みましょう。

### (1) 情報収集・伝達訓練

- ・ 情報収集訓練…地域内の被災状況、危険箇所の巡視結果及び避難の状況を正確かつ迅速に収集し、収集した情報を防災関係機関と共有する。
- ・ 情報伝達訓練…防災関係機関の指示などを正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する。

### (2) 消火訓練

- ・ 水消火器※を使用し、取扱い方法や消火方法を習得する。  
※水消火器…水道水を充水するため、繰り返し使用でき、後片付けも簡単です。消防署予防係で貸し出しをしています。
- ・ 消火栓※による消火（送水）を行い、ホースや管そうなどの消火用資器材の使用法の習得と地域内の消火栓の設置場所を把握する。  
※消火栓を使用する際は、事前に『消火栓使用届』の提出が必要です。  
届出様式は消防署にあります。

➤ 消防防災班や市民の役割は初期の消火活動です。消防隊や消防団の到着までの間、火災の拡大延焼を防ぐことが目的であり、決して無理をしないことを参加者全員で確認しておいてください。

### (3) 救助・救護訓練

- ・ 負傷者などの応急手当や搬送の方法などについて習得する。  
消防署が行う「普通救命講習」では、負傷者の応急手当の方法、AEDの使用法などの講習を受講できます。受付窓口は、消防署救急係です。

### (4) 避難訓練

- ・ 個人は、避難時の携行品や服装などの装備などについて確認する。
- ・ 消防防災班は、あらかじめ定められた避難所に迅速かつ安全に避難できるようにする。
- ・ 安全に避難ができるよう経路の確認をする。
- ・ 要配慮者には避難時の支援をする。
- ・ 地域内の全員が無事に避難できるように、訓練を重ねる。

### (5) 避難所運営訓練

- ・避難所の開設、運営に際しては予め「いつ、誰が、どのように行うのか」を決めておく必要があります。運営者、避難者双方の立場を体験することで予め決めた内容を検証し、円滑な避難所運営に反映させる。
- ・訓練を通じて、個人は避難の際の持ち出し品などの備えを考える。
- ・炊き出し訓練を行い、調理器具や燃料の確認を行う。

### (6) 総合訓練

- ・実際の災害時をイメージして訓練を行うことで、消防防災班が計画どおりに機能するかを検証する。
- ・先の(1)から(5)の個別訓練によって習得した知識や技術を総合して、消防防災班の各係が相互に連携をとり、適切かつ効果的に有機的な災害時の活動ができるようにするために行います。

◎いずれの訓練も失敗や課題を検証し、組織や計画を再度見直し次回の訓練で再度検証していきます。

## 5 要配慮者への支援について

地域の中には、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に弱い立場に置かれる人々、いわゆる「要配慮者」が日々の生活を送っています。

災害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときに、自力での行動や家族などの支援を受けることが困難な「避難行動要支援者」が、地域の中で安否確認がされ、避難誘導の支援を受けることができ、安心して暮らすことができる地域をつくることは大変重要です。

### (1) 地域で取り組む要配慮者への対策

#### ア 日頃からのコミュニケーションを通じて信頼関係を構築しましょう。

日頃の近所づきあいの中で、要配慮者の把握に努めるとともに、交流を持ちながら信頼関係を築きましょう。

#### イ 地域での協力・支援体制を具体的に決めましょう

連絡役は誰か、非常時には誰が誰を救援するのか、もし支援者が不在だった場合は誰が救援するか、避難所での生活をどのように支援するのかなど、日常・非常時・被災後の支援方法や体制を明確にしておきましょう。

一人の要配慮者に対して複数の住民による支援体制を組みましょう。

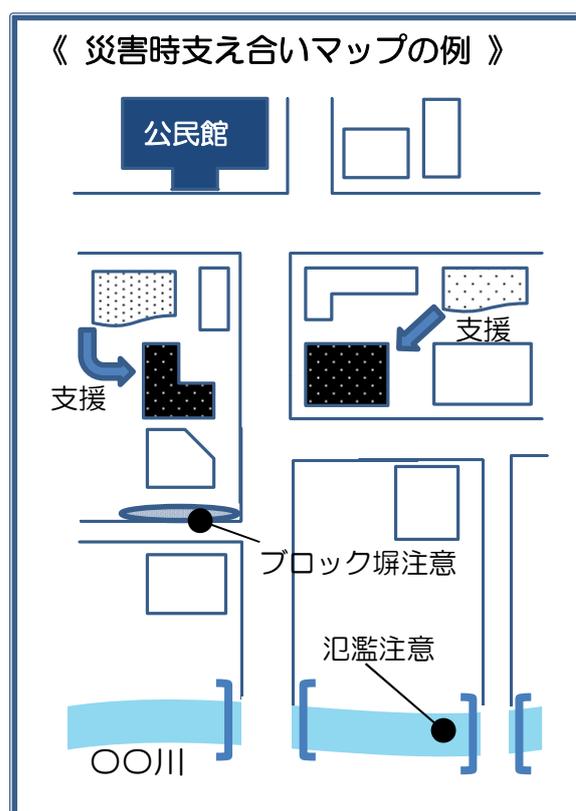
## ウ 要配慮者の身になって防災環境の点検をしましょう

避難路は車椅子でも通れるか、路上に障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの情報伝達方法は確立されているかなど、要配慮者に対応した地域の環境づくりを進めましょう。

## (2) 東御市災害時要援護者登録制度（災害時支え合い台帳、支え合いマップ）

要援護者に対する避難誘導や安否確認等の支援を、区（消防防災班）が中心となり行えるようにする制度で、本人等の申請により台帳に登録し、登録した要援護者の自宅を地図にしたものを「支え合いマップ」といいます。本人の同意を得た上で、警察や消防との台帳の共有をしています。

市では、日頃の隣近所や地域ぐるみの絆が大切であるとの考えから、災害時支え合い台帳の作成を区単位で推進しています。



制度に関する問い合わせは、福祉課福祉推進係です。

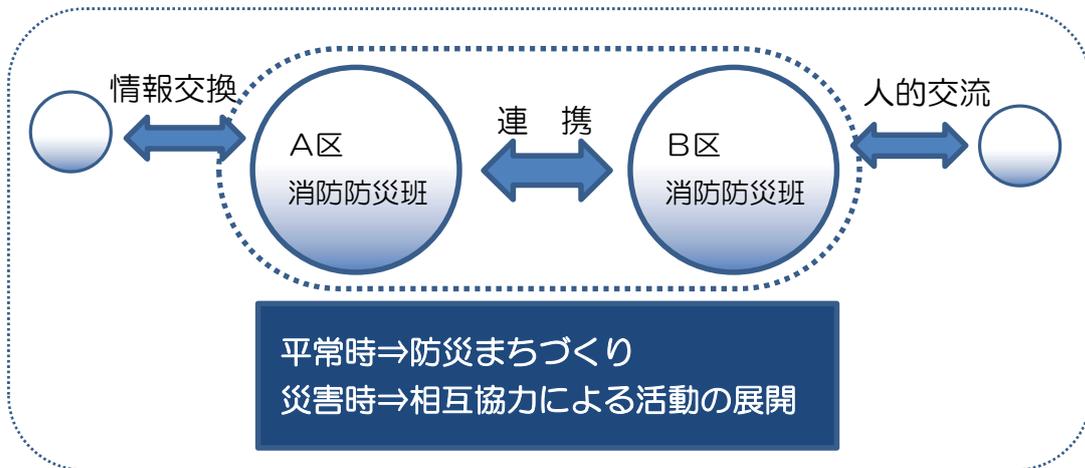
また、本制度は市社会福祉協議会の「おらほの地域福祉づくり事業」に該当し、年間3万円を限度とし、最長3年間の助成を受けることができます。

## 6 連携体制の整備について

### (1) 消防防災班相互の連携

日頃より、近隣の消防防災班と相互の応援協力体制や地域内の組織間における情報・人的交流や防災まちづくりの共同実施等、友好的関係を築いておくことが必要となります。こうした組織間の連携が大規模災害時の効果的な防災活動につながると期待されます。

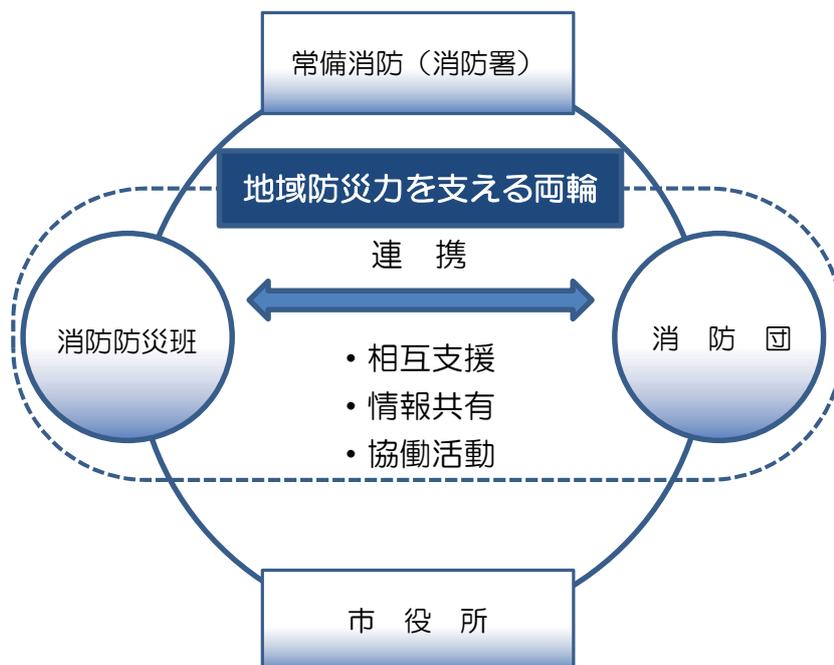
また、消防防災班の連携した活動は、それぞれの長所や短所を補い合い、地域間の防災活動にみられる格差の解消等の効果が期待されています。



## (2) 消防団との連携

大規模な災害が発生した際、市や常備消防（消防署）の対応だけでは限界があるため、消防防災班や消防団等が総力を挙げて災害に対処する必要があります。

消防防災班は地域の様々な団体と連携していくことが必要ですが、中でも消防団との連携が大変重要であり、防災知識や技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から交流を図り、ともに地域を守る組織として協力しあうことが求められています。こうした地域防災の両輪である消防防災班と消防団が連携することによって、地域防災力のさらなる向上につながっていくと言えます。



## 7 災害情報の収集・伝達・共有

大規模災害が発生する恐れがある時、又は実際に発生した時などに的確な予防、応急対策をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠です。こうした情報を速やかに集め、又は伝えるために日頃から消防防災班の実情に合った情報の収集・伝達方法を下記の点に留意し、確立しておきましょう。

- (1) 地域内の被害状況やその他必要な情報を収集し地域内で共有する。  
また、情報収集の担当者はあらかじめ決めておく。
- (2) 負傷者や火災が発生している場合は、必ず消防署や警察署へ通報する。
- (3) まとめた災害情報は、市の災害対策本部に速やかに報告する。

### ◇災害に関する情報の入手について

| 市からの重要情報  |   |
|---|---|
| ●メール配信@とうみ  | 登録の手続きは別紙をご覧ください  |
| ●防災ラジオ<br> | 市から配布しました防災ラジオは、災害等が発生した際に重要な情報を得る機器です<br>緊急時には強制的に起動しますので、受信状態の良い場所へ設置し、常にコンセントにつなぎ、停電時に備え電池を用意しておきましょう                                      |
| ●エフエムとうみ<br>(はれラジ)  | FM 放送 78.5MHz<br>緊急時には市からの緊急情報を発信します<br>                 |
| ●スマートフォン用<br>はれラジ公式アプリ  | 市からの緊急情報等が通知されます<br>右の QR コードから“はれラジ”を選択してダウンロードできます<br> |
| ●スマートフォン用<br>東御市 LINE アプリ   | 市からの情報が通知されます。<br>ラインアプリが入っていれば右の QR コードから入れます<br>       |

| 気象情報等の入手先        |                               |
|------------------|-------------------------------|
| ○気象庁ホームページ       | 気象情報全般<br>・注意報、警報、台風情報、地震情報など |
| ○長野地方気象台         |                               |
| ○長野県河川砂防情報ステーション | ・土砂災害警戒情報、気象情報、台風情報など         |